

●通常の社会保険の会社負担分は

社会保険の会社負担分
健康保険料
厚生年金保険料
雇用保険料



●健康保険を埼玉土建国保にすると

社会保険の会社負担分
厚生年金保険料
雇用保険料



(例)給料40万円の従業員の社会保険料(会社負担分)は

63,326円
健康保険料・・・23,411円
厚生年金保険料・・・37,515円
雇用保険料・・・2,400円

これまで負担していた健康保険料(会社負担分)がそのまま負担削減

※左の例の場合毎月23,616円、年28万3392円の削減

同じ給料(40万円)の従業員が3人いれば・・・

社会保険料(会社負担分)
1カ月 18万9978円
年間 227万9736円

しかも・・・従業員の給料が上がれば、比例して保険料も上がります

さらに・・・社会保険の場合、ボーナス時の保険料も支払う必要があります(土建国保はナシ)



埼玉土建国保は、従業員分の保険料しかいただきません。そのため、会社の負担は0円になります。



●健康診断の会社負担も0円に

埼玉土建国保に加入すれば、毎年一回の無料健康診断が受けられます。健診料は埼玉土建国保が全額負担するため、会社の負担は0円です。

●会社の福利厚生も土建国保で充実

指定宿泊施設補助(年1回3000円)の利用やディズニーチケットが1000円(年1回)安く購入できます。

●土建国保+厚生年金は社会保険と同じです

土建国保と厚生年金のセット加入は、社会保険(協会けんぽ+厚生年金)と「同等」として、国で認められています。

一人親方で働いている方も土建国保に加入できます

一人親方
労災保険

+

土建国保

で

仕事も暮らしも
万全保障



埼玉土建比企西部支部 ☎0493-66-1120

〒355-0342 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 923-4

医療費の保障

●医療費の払戻し制度

入院・通院時に負担した保険分の窓口負担から17,500円を超えた金額を払戻します。

払戻しの金額	入院	組合員・家族	支払った3割分から月17,500円をひいた金額(病院ごとに計算)
	通院	組合員	3割分から17,500円を引いた金額(暦月ごとに病院・医科・歯科別に計算)

■例えば2週間の入院で総医療費30万円だった場合の自己負担金額



医療費払戻し制度は、協会けんぽや市の国保にはない、土建国保ならではの保障制度です



●医療費の貸付制度

医療費の支払いが困難な時、払戻し対象額の90%を貸し付ける制度

無料健康診断

自己負担なしで本人・家族の方が健康診断を受けることができます(年1回)

その他、人間ドック・脳ドック・肺ドックの補助、インフルエンザ予防接種補助、宿泊施設補助などがあります。

協会けんぽの場合、家族だけではなく、本人も自己負担があります



仕事を休んだ時の保障(休業保障)

●傷病手当金制度

支給されるのは? 組合員が病気やケガのため4日以上連続して休業したとき、1日目からの支給(最高180日分)。

1日の支給金額は?
※労働者の場合

入院時	国保から5,000円、組合から5,000円の合計1万円
自宅療養時	国保から3,300円、組合から2,500円の合計5,800円